

## 再入場回数の制限に係る審査事務規程の一部改正について

### 1. 背景

現在、審査において不適合箇所の指摘を受けた車両が、その不適合箇所の審査を受けるため、改めて検査コースに入場すること（以下「再入場」という。これまで「再検査」又は「再審査」と呼んでいた。）については、国からの審査依頼日の審査時間内であれば、特段の回数制限を設けていないところですが、公正性、効率性を図るため、検査コースへの再入場回数を制限することとしました。

### 2. 改正概要

国からの審査依頼日の審査時間内であれば入場の回数制限を設けていない現行の「再入場」の規定について、国から審査依頼があった日の審査時間内に限り、2回を限度に認める規定に改正します。

また、入場回数のカウント方法等については次のとおりとします。

- ① 継続検査の場合は、保安コースなどに入場した回数をカウントする。
- ② 新規検査・予備検査・構造等変更検査の場合で諸元測定を行う場合は、計測コース及び保安コースに入場した回数を計測コース又は保安コースの別毎にカウントする。

### 3. スケジュール

改正：平成20年7月上旬 予定（所要の広報を実施予定）

施行：平成20年9月上旬 予定

(補足説明)

1. 導入背景について

全国的に、不適合箇所の整備等を十分に行わずに再入場を繰り返す一部の受検者が存在し、これらの車両が検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害していること、及び無制限に再入場を認めることは一部の受検者のみを優遇する措置ではないかとの批判があります。これらの問題に対処するため、今般、再入場回数の制限を導入することにより、受検機会の公平性と業務運営の効率化を図ることとしたものです。

2. 再入場回数等について

今回の改正は、1回の検査申請に基づく検査コースへの入場回数を、初回の入場を含めて3回まで（すなわち、再入場は2回まで）とするもので、1日における申請回数を制限するものではありません。

これにより、当日に制限回数内に合格しない場合には、国の窓口で限定検査証の発行を受ける等により、当日又は翌日以降に改めて検査申請を行うことができます。

【参考】入場回数のカウント例

